

公益社団法人人権啓発センター  
定 款

平成26年5月26日 変更

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人人権啓発センターと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県可児市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、自由同和会岐阜県本部が長年にわたり実施してきた同和問題解決のための啓発事業等の実績と経験を踏まえ、人権に関する啓発活動、調査研究活動を行い、部落差別をはじめとするあらゆる形態の不当な差別や偏見の防止、根絶に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 部落問題をはじめとするあらゆる差別と人権に関する啓発事業
- (2) 部落問題をはじめとするあらゆる差別と人権に関する調査研究事業
- (3) 人権に関する政策立案提言事業
- (4) 人権に関する講習会、研修会等の開催
- (5) 都道府県・市町村等が行う人権啓発委託事業の受託
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、岐阜県及び東京都において行うものとする。

## 第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人・団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人・団体

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用にあてるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第17条第2項に定める総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までに通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 成年後見又は保佐開始の審判を受けたとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失したとき、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成及び種類)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 4 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (5) 第40条第1項第3号から6号に定める計算書類等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項

(開催)

第14条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるるときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等の支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席した正社員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理・書面による行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 当法人の運営上重要な事項について、会長の諮問に応じ参考意見を述べること。

(2) 総会及び理事会に出席して意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 一般社団・財団法人法第101条の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会長は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事以外の理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印する。



## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 補助金等
- (6) その他の収入

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金分配の禁止)

第41条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。  
2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第40条第2項第4号の書類に記載する。

## 第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告)

第47条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第11章 附 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

平成26年5月26日

当法人の定款に相違ありません。  
公益社団法人人権啓発センター  
代表理事 橋本 敏春